

平成25年(行ウ)第10号 保育料減免変更処分取消請求事件

原告 [REDACTED]

被告 仙台市

準備書面 (2)

平成26年2月12日

仙台地方裁判所第2民事部 合3係 御中

原告訴訟代理人弁護士 草場裕之

同 北見淑之

同 毛涯梨恵

同 高橋芳代子

同 宇部雄介

被告は、「上記の階段と梁の接合部の損傷及び専有部分と共用廊下との間の壁の損傷について、該当する部位の項目を「柱・耐久壁・基礎」とした第2回第1次調査票が誤っており、該当する部位の項目を「屋根・外部仕上」とした第1回第1次調査票及び第3回第1次調査票の認定が正当である」(被告第2準備書面5項(3))と主張する。

この点について、原告が反論するのに必要であることから、被告に対し、以下の事項について明らかにするように求める。

記

- ① 被告が主張する上記第1回から第3回までの各第1次調査について、その判断の基準として用いたのは乙A4の1ということによいか。否という場合には、その判断の基準を具体的に、その根拠とともに明らかにされたい。
- ② ①で肯という場合(乙A4の1を判断基準として用いた場合)、梁は常

に「柱・耐力壁・基礎」に該当し得ないという理解でよいか。否という場合には、梁が常に「柱・耐力壁・基礎」に該当するというのか、そうでなく、該当する場合と該当しないという場合があるのかを明らかにされたい。さらに、後者だとする場合、該当する場合と該当しない場合との判断基準を具体的に、その根拠とともに明らかにされたい。

以 上